

国民健康保険 高齢受給者証が8月に更新されます

方には、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。新しい認定証が届きましたら、記載内容をご確認の上、ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

また、現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で破棄していただくか、住民課総合窓口係までご返却ください。

※問い合わせは、住民課
☎83-2182

国民健康保険の限度額適用認定証の申請と更新について

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、「限度額適用認定証」を事前に医療機関等の窓口に表示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることができま

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中にお送りします。
・8月2日以降に70歳にな

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用標準負担額減額認定証」の対象となります。

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで申請してください。

○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

る方には、70歳到達月の中旬頃にお送りします。翌月の1日からご利用いただけます。

○高齢受給者証の自己負担割合は、2割または一定以上の収入がある方（※）は3割となります。

8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内をお送りします。

*令和4年度(令和3年中)の所得の申告をしていない方や、保険料(料)の滞納がある方は、交付を受けられない場合があります。

※問い合わせは、住民課
☎83-2182

女性活躍推進事業

（セミナー（講演会）の開催）

「ちょっととしたデジタル化で働きやすさと売上5倍を実現！」

町では、青梅市・青梅商工会議所と連携し、女性の活躍を推進するための事業として、先進的な取り組みを実施している企業から講師を招き、具体的な事例などについてのセミナー（講演会）を開催します。

〔講師〕 有限会社COC
O・L代表取締役
雅楽川 陽子 氏

「攻めのIT経営中小企業100選」など数々の受賞歴をもつ雅楽川氏。人材

難の最たるものである介護業界のなか、スタッフの情報共有などにITツールを活用することで、働きやすさを考えた会社づくりを実現。有休取得率98%、売上アップを達成！中小企業でも生産性を高めるしくみを作り上げたその業務改革術についてお話しさせていただきます。

〔日時〕 7月27日（水）

午後2時～4時

〔参加方法〕 青梅市役所2階会場またはZOOMによるオンライン開催。受講料は無料です。

〔申込締切〕 7月15日（金）
※申し込み方法などの詳細は、青梅商工会議所ホームページ <https://www.mecci.jp/seminar/7401.html> をご覧ください。
下記QRコードより申し込みください。

